

滑川市空家等対策計画

(第2期)

令和3年4月

滑 川 市

目 次

第1章 計画の概要

第1節 計画の背景	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の位置付け	1
第4節 計画の対象地域	2
第5節 計画の期間	2
第6節 空家等の定義	2

第2章 空家等の現状と課題

第1節 現状	3
1 住宅数及び空家数	3
2 その他の住宅	3
第2節 要因・背景	5
1 所有者側	5
2 地域側	5
3 市場面	5
4 法制度面	5
第3節 空家等を取り巻く問題	6
第4節 特定空家等の現状と課題	6
1 現状	6
2 課題	7

第3章 計画の方針

第1節 基本的な方針	9
------------------	---

第4章 空家等対策の方向性と視点

第1節 対策の方向性	10
第2節 視点	10
1 予防	10
2 活用	12
3 適正管理	13
4 除却	18
5 跡地利用	19
6 総合的な取組み	19

第5章 空家等対策の推進体制

第1節 体制の整備	21
1 窓口の一本化	21
2 組織の体系化	21
3 関係部署・機関間の緊密な連携	21
4 民間事業者との連携	21
5 空家等対策協議会等との連携	21
空家等対策の推進に関する特別措置法	22
滑川市空家等対策の推進に関する条例	28
滑川市空家等対策の推進に関する規則	30

第1章 計画の概要

第1節 計画の背景

人口減少・超高齢化社会の到来など、かつてない社会情勢の変化に直面する今日、空家問題は、本市のみならず全国的に問題が深刻化しています。特に管理不十分な空家問題は、防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観の保全などの面から市民生活に悪影響を及ぼすため、一刻も早い解決が市民から求められているほか、将来、管理不全な状態になると予想される潜在的建物も増加していると考えられます。

この「滑川市空家等対策計画」は、空家問題が地域社会の健全な維持のため、早期の対策が必要であるという認識に基づき、本市の取組むべき対策の方向性等について、基本的な考え方を示すものとしします。

第2節 計画の目的

本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての基本方針等を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、地域力の維持に役立てることを目的としします。

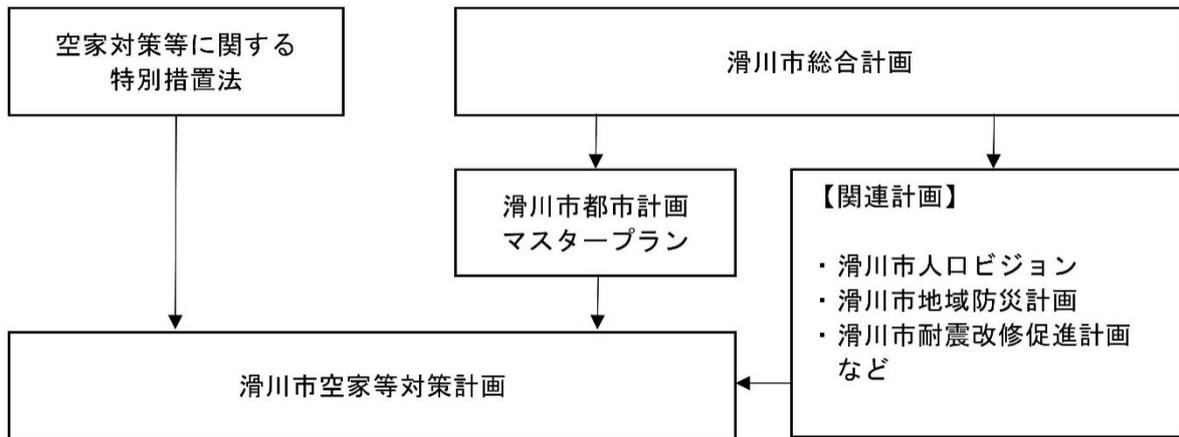
第3節 計画の位置付け

近年、空家等から発生する問題が深刻な社会問題となっているなか、国は平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を公布、平成27年5月に完全施行し、空家等対策を本格的に始めました。

さらに、法第6条では、市町村における空家等対策を進めるため、国の基本方針に即した空家等対策計画を定めることを規定しています。

こうしたことを受け、本計画は法に基づき策定する「市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画」としします。

本市における上位計画である第5次滑川市総合計画、滑川市都市計画マスタープランの下に本計画を位置づけます。



第4節 計画の対象地域

空家等は市内全域に点在していることから、「滑川市内全域」を対象とします。ただし、重点地域として「用途地域内」とします。

第5節 計画の期間

空家等は、あくまでも個人財産であるという点に留意するとともに、空家等が存在する地域コミュニティへの影響も踏まえながら対応していく必要があるため、その取組みには、一定の期間を要します。

また、第5次滑川市総合計画が、令和12年度までの計画となっていることを考慮し、本計画の期間は、「令和3年度から令和12年度までの10年間」とします。ただし、各種対策の実施や社会状況の変化等により適宜見直すこととします。

第6節 空家等の定義

本計画で対応する空家等は、法第2条で定める「空家等」「特定空家等」の2つとします。

[空家等]

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

[特定空家等]

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

第2章 空家等の現状と課題

第1節 現状

1 住宅数及び空家数

平成30年住宅・土地統計調査によると、全国の住宅総数は約6,240万戸と5年前の平成25年と比べ約177万戸（2.9%）増加し、空家数も約848万戸と、約29万戸（3.6%）増加しています。なお、空家率は13.6%過去最高になり、その他の住宅の空家率も5.6%にのぼっています。

また、本市の住宅戸数は13,050戸で、うち空家戸数は1,650戸（空家率12.6%）となっており、住宅数は増加し、空家数は減少しています。空家率は、全国の13.6%、富山県の13.3%よりもやや低い値となっています。

表1 住宅総数及び空家戸数（資料：平成30年住宅・土地統計調査）

	住宅総数		
	住宅総数	空家数	空家率
全 国	62,407,400	8,488,600	13.6%
富山県	452,600	60,000	13.3%
滑川市	13,050	1,650	12.6%

表2 住宅総数に対する空家率（資料：平成30年住宅・土地統計調査）

	H10	H15	H20	H25	H30
全 国	11.5	12.2	13.1	13.5	13.6
富山県	9.8	11.6	12.3	12.8	13.3
滑川市	8.5	8.0	11.8	14.1	12.6

※調査方法：特定の地域の調査結果をもとに県及び市全体を推計

2 その他の住宅

本市の空家対策の主となる「その他の住宅」について、平成27年に滑川消防署で行った町内会調査の集計では、市内で748戸の空家があり、平成21・22年と比べて199戸（36%）増加しています。

その後、まちづくり課で平成29年度に滑川東・西地区の空家を調査したところ、滑川東で81戸、滑川西で45戸の計126戸が増加していました。また、令和2年度に把握している市内全域の空家で取壊しや居住実態がないか等を調べたところ、令和3年2月末で空き家の戸数は632戸となっています。

滑川東・西地区においては、409戸（令和2年）の空家があり市内全体の65%を占めており、住宅密集地も存在する滑川東・西地区のある用途地域内を重点地域とします。

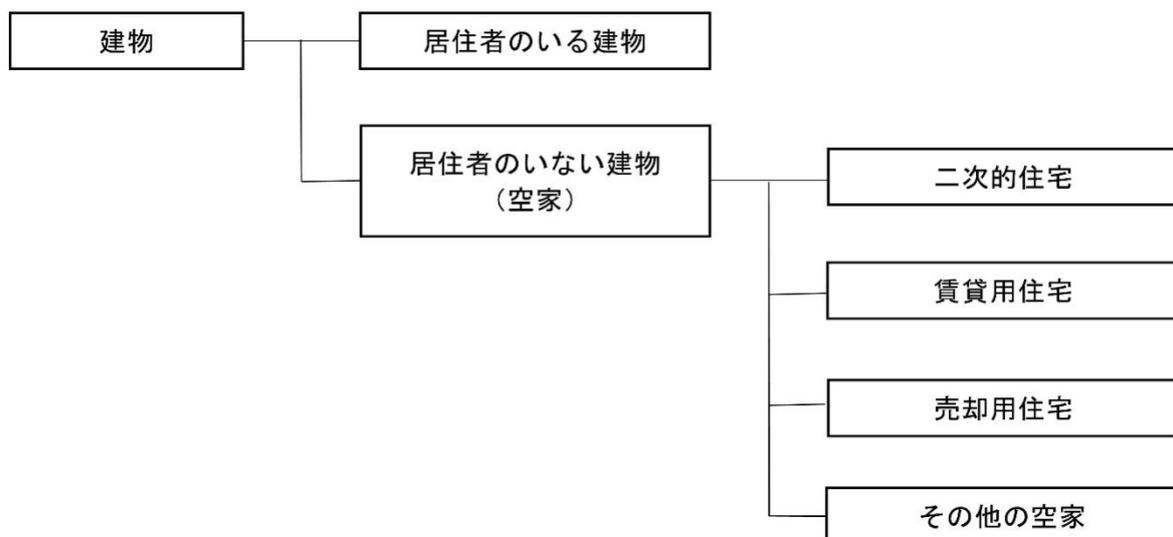
空家戸数

(滑川消防署調査)

	滑川東	滑川西	浜加積	早月加積	北加積	東加積	西加積	中加積	山加積	合計
H13	85戸	124戸	36戸	21戸	36戸	23戸	35戸	44戸		404戸
H16	128戸	147戸	49戸	24戸	43戸	33戸	54戸	40戸		518戸
H18・19	175戸	122戸	28戸	32戸	51戸	30戸	46戸	46戸		530戸
H21・22	149戸	157戸	31戸	30戸	49戸	34戸	47戸	52戸		549戸
H24・25	261戸	148戸	34戸	37戸	54戸	31戸	54戸	55戸		674戸
H27	281戸	161戸	37戸	38戸	64戸	40戸	63戸	47戸	17戸	748戸
	(5戸)	(7戸)	(1戸)	(0戸)	(1戸)	(3戸)	(1戸)	(1戸)	(0戸)	(19戸)
H29	319戸	178戸	35戸	33戸	60戸	39戸	61戸	45戸	17戸	787戸
	(4戸)	(1戸)	(0戸)	(0戸)	(0戸)	(3戸)	(0戸)	(1戸)	(0戸)	(9戸)
R2	266戸	146戸	25戸	29戸	43戸	35戸	36戸	37戸	15戸	632戸
	(4戸)	(1戸)	(0戸)	(0戸)	(0戸)	(2戸)	(0戸)	(0戸)	(0戸)	(7戸)

※ () は危険老朽空家と認定した戸数

H29、R2はまちづくり課で調査



※その他の住宅：空家の中から賃貸用や売却用の住宅、二次的住宅（別荘等）を除いた住宅で、放置空家も含まれる。

第2節 要因・背景

空家等が発生し、その状態が長期化する要因や背景は、実態調査の結果や一般的な指摘事項、さらには、これまでの議論から、以下のものが考えられます。

1 所有者側

- 高齡化・単身世帯化が進んでいる
- 相続登記未了のため所有者が特定できない
- 管理者（所有者）としての意識が低い
- 活用や除却の意向がない
- 他人に貸すことへの抵抗感がある
- 情報・知識不足
- 改修、除却費用を負担できない

2 地域側

- 関心がない
- 所有者に働きかけることが難しい
- 情報・知識不足
- 受け入れる機運がない
- 気候や地理的に不利
- 人口の減少

3 市場面

- 需給マッチングのズレ
- 既存住宅市場の未熟さ

4 法制度面

- 建築基準法上、再建築等が困難
- 固定資産税の住宅用地特例により除却が進まない

以上のように、本市においても高齡化や単身世帯化が進んでおり、地域での受け入れ機運がないことや降雪が多いこと、さらには転出等による管理体制の欠如等が空家等を増加させる要因だと考えられます。

第3節 空家等を取り巻く問題

- (1) 近隣への悪影響（倒壊の危険・環境悪化など）
- (2) 地域全体への悪影響（防災・防犯上の危険・景観悪化など）
- (3) 私有財産に関する問題のため、行政としても対応が困難
- (4) 空家の増加に伴う地域力の低下と、さらなる悪循環（過疎化・空洞化等）の懸念
- (5) 空家の長期化・固定化を助長しかねない税制等の既存制度のあり方
- (6) 空家増加に比例して市民からの意見・苦情の件数は年々増加、問題の顕在化
- (7) 将来の人口減少が予測され、さらなる空家の増加による問題の増大

第4節 特定空家等の現状と課題

1 現状

特定空家等については、建築基準法第8条に基づく維持保全に関する指導とともに、法第14条に基づく助言、指導及び勧告等が行える状況にあります。

また、特定空家等でなくても老朽化が進行し、著しく保安上危険、又は著しく衛生上有害と認める場合においては、建築基準法第10条に基づき法的措置を行えることとなっています。これらの措置に基づき、空家等によって生じている状況に応じ、関係法令等を踏まえながら対応しています。

【特定空家等対策の関係法令】 参考

法令	対象・状況	行政上の措置
建築基準法	著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害と認められる場合	除却、修繕等の保安上又は衛生上必要な措置を命令
消防法	屋外における火災予防上危険なもの	屋外の延焼のおそれのあるものの除却等を命令
道路法	認定区域内に生じている道路の交通に支障を及ぼすおそれのある行為	工作物等の除却その他必要な措置を命令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	自己所有地でごみを不法に処分している場合	除却等の必要な措置を命令
	廃棄物の不法投棄によって、生活環境の保全上支障がある場合	所有者に予防措置を指導するとともに、不法投棄を行った者に対し除却等を命令
空家等対策の推進に関する特別措置法	空家対策の全般に関するもの	計画の策定、立入調査、固定資産税情報の利用、データベースの整備、特定空家等への助言、指導、勧告、命令、代執行等
災害対策基本法	災害の発生を防禦、又は拡大を防止するために必要な応急措置を実施する場合	応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置の実施

2 課題

特定空家等対策を進める上で、現在の取組みを踏まえ課題となる点について整理すると以下のとおりとなります。

(1) 制度上の課題

● 予防的な対応が不十分

実際に管理不全な状態や特定空家等にならないと、強制力をもった対応が困難である。

● 調査できる範囲が限定的

実際に助言、指導、勧告等の措置を行おうとする場合に立ち入り等の調査権限があるが、予防的段階での実態把握は困難である。

- 緊急的な対応が困難

物件そのものに対する措置は、たとえ緊急的な対応を要する場合であっても、財産権等の理由により、法の手順を踏まなければならない。

- 所有者が特定できない場合の対応が困難

所有者が特定できない物件については、「その状態を放置することが著しく公益に反すると認められる場合」など、事態が相当悪化した場合にしか対応ができない。

(2) 運用上の課題

- 空家等の把握が困難

早期の段階で空家等の情報を把握・収集することが困難である。

- 情報が体系化されていない

関係部署や関係法令所管課が把握した情報の共有・体系化が不十分である。

- 対応・体制が体系化されていない

相談及び情報提供の窓口機能が弱い。また、管理不全による各種問題への対応についても、状況に応じて、その都度、関係法令所管課が連携しつつ行っており、体制・対応が体系化されていない。

(3) 所有者側の課題

- 管理者意識の問題

管理者としての意識が低い。また、管理者としての意識があっても、日常的に維持管理する必要性の認識が不足している。

- 所有者側の事情による問題

所有者が複数の場合、意思決定に時間がかかる。所有者が遠方居住者の場合や健康上の問題がある場合、対応が進まない。借家の場合には、借り手が退去せず、所有者による対応が進められない。

- 費用の問題

改善、除却するための費用がない。

(4) その他

- 保有コストの問題

空家等が住宅である場合には、除却すると固定資産税の住宅用地特例が適用されず、そのことが空家等の放置につながっている一要因との指摘がある。

第3章 計画の方針

第1節 基本的な方針

空家等は、第一義的には個人財産であり所有者等が自らの責任により適正に管理すべきであることを原則とした上で、空家等がもたらす課題解決に向けて、安全・安心な住環境の形成と地域活性化を図る観点から、総合的かつ計画的に空家等対策に取り組みます。

1 活力維持・向上を目指して、総合的に対策を推進していきます。

人口減少が進行し、空家等が今後も増加すると想定されるなか、空家等に直接起因する防災面や環境面での課題だけでなく、地域におけるコミュニティ活動の衰退や市全体の活力低下も懸念されています。

こうした点を踏まえ、空家等にしない＜予防の推進＞に加え、空家等を地域の資源ととらえた＜活用の促進＞、さらには管理がされずに放置された危険な空家等に対応する＜安心・安全の確保＞を3つの柱として、地域コミュニティの維持や市全体の活力の維持・向上を目指して総合的に対策を推進します。

2 地域のまちづくりと連携しながら空家等対策に取り組んでいきます。

人口減少が進むなか、今までと同じように住み続けることが難しくなっています。しかし、今まで守り育てられてきた地域の歴史や景観を次世代に残していくことも大切です。

そのためには、地域ごとに空家等を含めた地域のあり方や将来像を話し合い、空家等の予防、活用、適正管理及び除却等をうまく組み合わせながら、対策を進めていくことが重要となります。そこで、市内の町内会等との連携を深めながら、空家等を増加させず、地域の景観や活動に配慮し空家等の削減を進めていきます。

3 市民・地域・事業者・行政等が相互に連携して取り組んでいきます。

空家等の問題は今や個人の問題だけでなく、地域社会の問題でもあり、空家等対策を進めるには、地域社会全体による多方面にわたる取り組みが必要となっています。

このため、行政内部の関係部署の連携はもとより、市民や地域、不動産業をはじめとする関連事業者が相互に連携を図り、それぞれが「できること」「しなければならないこと」を組み合わせながら取り組んでいきます。

第4章 空家等対策の方向性と視点

第1節 対策の方向性

空家等が発生し放置される要因やそこから生じる課題は、多岐にわたるとともに、居住中から除却後の跡地活用までの各段階にわたっていることから、その原因等をひとつに特定したり、まとめて対応したりすることが難しい状況です。

そのため、各段階に応じた効果的な対策をとるとともに、それらを連携させながら行っていくこととします。

また、各段階での取組みはどれも大切ですが、対象となる空家等の数が増加すると十分な対策をとることが困難となってきます。そのため、すでに空家等となっているものの「活用」や「除却」という対策も重要ですが、現在住んでいる住宅を空家等にしないという入口対策である「予防」に力点を置くこととします。

第2節 視点

1 予防

滑川市の2060（令和42年）年の将来目標人口は、約30,000人となっており、今後さらに人口が減少することが予想されています。こうした点からみても、今後空家等は増加していくことが予想されるため、現に存在する空家等について対策を講じることとあわせ、新たな空家等の発生を抑制することが重要です。

空家等となる要因は、所有者の個人的な事情によるところが一番大きいと考えられますが、住宅は、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点であり、豊かな地域社会を形成する重要な要素であることから、居住中の段階から以下の取組みを進めます。



(1) 市民意識の醸成・啓発

空家等の対策を進めるには、空家等についての意識を広く市民の間で醸成することが必要となります。

とりわけ、所有者にとっては空家等とすることで維持管理等の負担が生じるとともに周辺に迷惑を及ぼしかねないこと、地域にとっては空家等の増加によって防災や防犯等の面で地域の住環境に悪影響が生じるおそれがあることなど、空家等に対する問題意識を高めることが空家等の発生抑制につながるものと考えられます。

このため、関係部局や関連団体、地域等が連携し、様々な手段や機会を通して、市民に対する周知・啓発を行います。

また、空家等が発生し放置される要因として、所有者の死後、相続が適切に行われず、多数の未相続物件が生じた結果、住人が不在となることはもとより、所有者意識が希薄になる、財産処分の意思決定が困難になるといったことが挙げられます。

こうした状況を予防するため、所有者が住まいを次代へ適切に引き継いでいくための取組みを行います。

ア 市民への情報発信

空家等対策の推進に関する法律や条例等のルールをはじめ、空家等の予防や管理に関する情報について、広報なめりかわ、ホームページ等により、市民に対して広く情報発信や意識付けを行います。

イ 地域を単位としたきめ細かな対応

自治会等の主体的な取組みを支援する事業を検討するとともに、地域の各種組織・団体と連携し、地域を単位とした啓発活動に努めます。

ウ 相続登記の促進

所有者の死後、建物の相続登記がされずに管理者や所有者が不明確となり、そのことが長期の空家化を招く要因のひとつになっています。そうした事態を防ぐため、相続発生時に速やかに所有権等の移転登記がなされるよう、各種手続の際に関係する機関が連携し働きかけを行います。

（２）住宅の良質化の促進

住まいとしての規模や機能が不十分である場合、住み続ける、または住み継ぐことが難しく、そうしたことが空家等を生み出す要因のひとつになっています。新築・既存を含め、住宅の良質化を促進することが、将来的な空家化の抑制にも繋がるものと考えられます。

（３）良好な住環境の保全・形成の推進

個々の住宅対策にとどまらず、それぞれの地域において、コミュニティの維持・活性化を含め、安心して住み続けられる良好な住環境の保全・形成を進めることが、定住を促し、ひいては空家等の発生抑制につながるものと考えています。

また、まちづくりのなかでそれぞれの地域の将来像を考えることは、地域自らが空家等の問題を認識し、その対応策を検討する契機ともなります。

このため、地域が主体的に取り組む様々な分野でのまちづくりを引き続き推進するとともに、それらと空家等対策を連携して進めることができるような取組み等について検討します。

２ 活用

地域の活力の維持・向上を図るためには、空家等対策だけでなく、空家等の流動化を促し、活用や建替えを含めた流通も促すことが必要です。利活用可能な空家等については、移住希望者の受け皿として有効活用し、移住・定住の促進を図ります。

（１）活用・流通のための環境整備

市内全域に存在する空家等の活用・流通を促進するには、市場等の機能を生かすことが有効かつ必要となります。そのため、流通を阻害する要因を解消するなど、市場等が機能しやすい環境を整備することが必要です。

ア 所有者への働きかけ

空家等が老朽化し、放置される主な要因のひとつに、所有者にそもそも活用等の意向がないことが挙げられます。また、所有者の家屋に対する思い入れが強く、手放さない状況も影響しています。本市では、空家等のうち、市場に流通していない「その他の住宅」も多くみられるため、広く市民意識の醸成・啓発を行うとともに、空家等の所有者を対象に、家の所有と活用を別に考えるという意識の改革、各種情報の提供、地域での働きかけなどを通して、活用意向の掘り起こしや動機付けを行っていきます。

① 情報発信と啓発

空家等を巡る問題点のほか、改修に関する助成・融資制度や各種団体等による支援制度などをまとめた啓発パンフレットを作成し、庁内関係部署の連携のもと、様々な機会を通じて、情報発信を行うとともに、普段は情報が届きにくい市外居住の空家等所有者に対する啓発を進めます。

② 地域連携と庁内整備

空家等の把握や所有者情報の特定を円滑に行う仕組みについて、地域との連携とともに庁内体制の整備を行います。

イ 空家バンクを活用した地域の活性化

空家等の情報を集め、物件情報を周知する仕組み（空家バンク）を広く紹介するなど、空家等の活用を検討する人々への情報提供を積極的に推進していきます。制度の認知度の向上と登録物件の収集を促進するため、市広報誌やホームページへの掲載等、周知・啓発に取り組みます。

ウ 空家相談体制の整備

空家等の活用にあたっては、技術面、資金面はもとより相続などの法律面において、多角的な観点からの検討が必要となります。しかしながら、特定の相談窓口はあるものの、それぞれが連携しているとは言えず、空家等の解消にいたるまでの十分なサポートができているとは言い難い状況にあります。

このため、所有者に積極的に働きかけることができるよう、民間関係団体と行政の連携のもと、所有者の意向を把握し、適正管理や除却も含めた選択肢を提供するとともに、各種の専門的な相談に的確に応じ、助言や提案までを行うことができる空家相談体制を整備します。

3 適正管理

適切な管理がされないまま放置された空家等は、建物自体の老朽化を招くだけでなく、防災、防犯、衛生及び景観等の面において周辺環境に悪影響を生じさせることとなります。全国的にも、そのことが空家等を巡る問題の中心をなしており、本市においても、そのような特定空家等に関する近隣住民からの相談が増加している状況にあります。

特に所有者等が不明の空家等は、適切な管理がされないことがないため、周辺環境に悪影響を生じさせる前に対策に取り組む必要があります。

また、特定空家等に対しては、その状況に応じて、建築基準法をはじめとする各種法令等により対応してきましたが、その運用のあり方において、十分に対応できるとは言い難い面がありました。

こうしたなか、平成27年5月に法が全面施行されたことから、今後は空家等への対応がより積極的に進められると考えています。

一方で、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化等から個人による管理が難しくなっていることに加え、地域コミュニティの希薄化により住民同士の目が行き届かなくなっていることなど、個人及び地域レベルでの管理能力は相対的に低下している状況にあります。

こうした傾向は今後も続くと予想されることから、特定空家等の対策においては、所有者や地域住民等による自発的な管理を促すとともに、現状や課題を踏まえた対応の強化や体系化を図ることが必要となります。

(1) 特定空家等対策のあり方

特定空家等対策については、以下を基本的な方針として取組みます。

●特定空家等の予防

空家等が長期間放置され、管理不全状態が続くほど課題解決が困難となります。

このため、早い段階から、空家等の状況把握に努めるとともに、所有者に働きかけることができる仕組みを検討します。

また、建築物の所有者に対し、適正管理についての意識を醸成し、所有者の責務について再認識してもらう取組みを実施します。

所有者が不明な場合は、財産管理人制度の活用を検討します。

●特定空家等の解消に向けた対応

予防に力を入れる一方、管理不全状態が続き特定空家等となった物件については、速やかな改善に向けた指導等を行うとともに、必要に応じて除却を促していきます。

除却を促すにあたっては、跡地の活用方法を併せて検討します。

●緊急対応措置

周辺への建材の飛散等、緊急的に危険を回避する必要がある場合、行政等により迅速な対応が図れる仕組みを整備します。

●連携した取組み

空き家等対策は、一つの部署で対応し解決まで導くことは困難な場合が多く、また、情報の把握等においては地域や事業者の協力が不可欠です。

このため、庁内関係部署による体制整備、関係団体、地域組織等との連携を図ることを前提にした取組みを検討します。

(2) 条例の制定

一定の強制力をもった対応を行うには、法令等に基づく根拠が必要となります。また、管理不全状態が進行し、特定空家等になったものについては、法を踏まえるとともに、建築基準法などの既存の関係法令での対応も念頭に置きながら対応することとなります。しかし、それら是对処療法的な取組みであることから、空家等対策を継続的かつ総合的に進めていくためには、そのような状況になる前の予防や活用面での取組みについても市民や地域の役割を明確にした条例を定めることが有効であると考えられます。

市では適切な管理及び活用の促進を図るため、「滑川市空家等対策の推進に関する条例」を整備し、平成28年4月1日より施行しております。具体的には、以下の項目を踏まえた内容となっています。

●条例の目的

市における空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域力の維持向上に資することを目的とします。

●基本理念

空家等の総合的な対策を進めるうえでの基本理念を定める。

●各主体の責務

市、市民、所有者等及び自治組織等の責務を定める。

●緊急安全措置

適正な管理が行われていない空家等に対する必要最小限度の措置を講ずるために必要な事項を定める。

(3) 情報・体制の整備

条例による制度整備とあわせ、庁内関係部署、消防・警察等の関係団体、地域との連携を前提に、以下の各段階に応じて、情報・体制のあり方を検討します。

ア 情報の把握

地域との連携による空家等の把握、通報・相談窓口の一元化、所有者等の調査方法の整備

イ 情報の整備・共有

空家等情報の整備、庁内関係部署や地域との情報共有

ウ 状況の継続的把握

地域との連携による定期的な空家等の調査

エ 所有者への働きかけ・指導等

地域との連携による働きかけ、管理不全状況に応じた指導体制の整備・構築

オ 行政の対応体制の整備

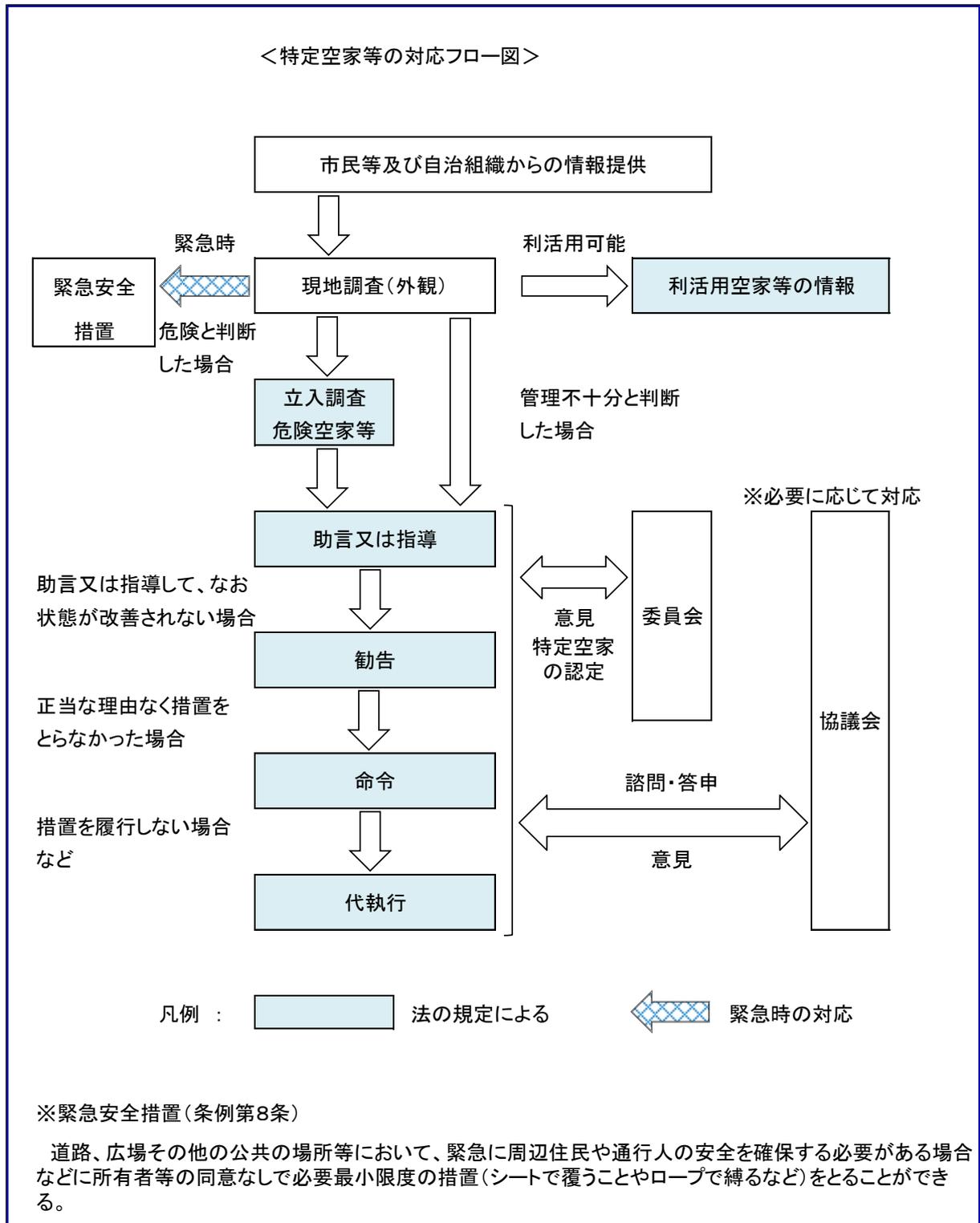
緊急安全措置等の対策を行う場合の消防・警察・道路管理者等を含めた対応体制の整備

(4) 専門家等からの助言

特定空家等の判断には専門的な知識が必要であることから、判断基準の作成あるいは判断時には建築士などの専門家の協力を得ながら進めていきます。また、特定空家等への指導及び勧告等の内容並びにその時期や期間等についても助言を受けながら進めることとします。

(5) 特定空家等に対する措置

特定空家等に対する措置は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「滑川市空家等対策の推進に関する条例」の規定に基づき、必要な措置を講じることとします。



4 除却

特定空家等の状態が一定以上進行し、活用が困難なものについては、速やかな除却を促すことが有効な対策の一つであることから、法に規定のある行政代執行や略式代執行も念頭に置きながら、除却に関する取組みを進めます。

しかしながら、全国でもすでに実施されている特定空家等の除却に係る行政代執行や略式代執行においては、その費用が回収できないといった課題も明らかになってきていることから、その実施については慎重に行う必要があります。

また、自ら特定空家等を除却する人がいる一方で、放置し行政代執行や略式代執行により除却され費用を払わない人が出てきた場合など、公平性が担保できず、モラルハザードを生じさせるおそれがあることから、除却に関する取り組みや支援は、緊急性や公益性等を十分考慮しながら行うこととします。

(1) 所有者意識の醸成

予防段階での市民意識の醸成・啓発とあわせ、条例による責務の明確化及びその周知等により、所有者意識の醸成を図ります。

(2) 経済的インセンティブ（動機づけ）

特定空家等の状態を放置させないことを目的に、除却等を促進するような経済的支援について検討します。

(3) 跡地利用を踏まえた支援

除却だけを進めると空地が増加し、それらがそのまま放置されると雑草等の繁茂等の問題が懸念されることから、一定期間、公共的なものとして活用する場合や自治会等で管理をされる場合などに限り一定の条件を満たした場合、自治会等への助成措置等を検討します。

(4) 住宅密集地対策

建ぺい率を超えている住宅が多くある住宅密集地においては、老朽化した空家等を除却することにより、まちの安全性が高まる場合があります。そうした観点から、住宅密集地対策を進めるなかで、必要に応じ、除却支援のあり方について検討します。

5 跡地利用

計画性や目的もなく空家等の除却を進めると空地が増加し、それらが適切に管理をされないと雑草の繁茂等の問題を引き起こします。

このため、特定空家等対策として除却を進めるにあたっては、跡地を管理不十分な空地のまま放置させず、さらには有効な土地活用を促すため、以下の取組みを行います。

(1) 不動産の流動化

不動産の流通に乗り難い市街地等において、良質な住宅への建替や不動産の流動化を促すという観点から、民間事業者等との連携に努めます。

(2) 地域等による活用への支援

地域のまちづくりを進めるなかで、自治組織等が危険空家等の跡地を広場等として共同利用・管理する場合に、危険空家等の除却に加え、跡地の整備や運営等を支援する仕組みを検討します。

その際、跡地の利活用方法については、地域のニーズを踏まえて柔軟に対応するものとします。

(3) 都市計画を考えた利活用

市街地には空家や空地が多く発生しており、空家を取り壊した後の跡地や既存の空地を活用した都市計画道路・公園・延焼遮断帯等の整備促進など、都市計画と結びついた活用について検討します。

6 総合的な取組み

空家等の各段階や個別状況での空家等対策を推進するとともに、予防から除却後の跡地利用までを見通し、かつ、空家等を含めた地域全体の将来を考えながら、空家等対策を進めていきます。

なお、滑川東地区・西地区は、特殊な要因（隣の建物と接近している住宅や奥行が長大な敷地が多いなど、他の地区には余り見られない要因）も考慮し、対策を進めていきます。

また、空家等の実態を把握するとともに、適切な対策を検討・実施していくため、空家等に関する調査に取り組めます。

(1) 空家等の調査

平成27年度に行った実態調査や現地調査等をもとに、今後さらに具体的な対策の検討や継続的な調査・対応に取り組めます。

(2) 空家等に関するデータベースの整備

空家等の活用対策や特定空家等への助言・指導等を行うため、空家等の調査の結果をデータベース化することとします。

(3) 空家対策協議会等の設置

空家等から発生する問題を解決していくためには、関係者の連携、協力が必要であり、それを継続していくことが大切です。そのためには、関係者が空家等について意見交換等を行う場が必要となることから、法第4条（市町村の責務）に規定する事項の円滑な実施を図るため、滑川市空家等対策協議会を設置し市民や専門家の協力を得て空家等対策全般を継続的に協議することとします。

第5章 空家等対策の推進体制

第1節 体制の整備

対策を進めるためには、関係機関、学識経験者等との連携体制の整備が求められます。これまでも空き家の各段階に応じ、必要となる点を記載してきましたが、それらとあわせ、以下を要点として、包括的・体系的な体制を整備します。

1 窓口の一本化

空家等に関する相談等は、所有者、隣接者及び利用者など異なる立場の人から、さまざまな状態の空家等に関して寄せられます。内容により所管部署等が異なるため、窓口が異なると話が進まなかったり、担当となる部署等までたどり着かなかったりすることから、まずは建設部空家担当課を窓口としていきます。

2 組織の体系化

地域からの空家等の情報提供、管理不全に関する通報、所有者からの活用等に関する相談等、それぞれの内容に応じた的確に対応できる体制を整備するとともにそれらの連携・統括が可能となるよう組織の体系化を図ります。

3 関係部署・機関間の緊密な連携

空家等については、関係法令が多岐にわたるとともに、対応のあり方も状況によって異なるため、複数の関連する部署や機関が連携して対応する必要があることから、その連携を緊密かつ持続的に行うことができるよう、システムやルールを整備します。

4 民間事業者との連携

不動産関連事業者、学識経験者等との連携に加え、市場での流通促進を図るため、個々の事業者が取組みに参画しやすい環境を整備するなど、不動産関連事業者との連携を推進します。

5 空家等対策協議会等との連携

空家等に関する問題は、市民生活に密着したものであり、その解決には専門的な知識が必要となってきます。そのため、市民や専門家で構成される協議会等と常に連携をとりながら空家等対策を進めていきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（目的）

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

(2) 計画期間

(3) 空家等の調査に関する事項

(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

(6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の

措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の

適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

滑川市空家等対策の推進に関する条例（平成27年滑川市条例第20号）

（目的）

第1条 この条例は、市における空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域力の維持向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 自治組織 自治会（町内会）その他の地域住民が組織する団体をいう。

（基本理念）

第3条 空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置が適切に講じられなければならない。

- 2 空家等に関する対策は、その地域資源としての活用の促進に寄与するため、情報の収集、整理その他の必要な措置が講じられなければならない。
- 3 空家等に関する対策は、市、市民等、所有者等及び自治組織が相互に密接な連携を図りつつ、協働して取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める空家等に関する対策についての基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民等、所有者等及び自治組織の責務）

第5条 市民等、所有者等及び自治組織は、基本理念にのっとり、市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適切な管理に努めなければならない。

（情報提供）

第6条 市民等及び自治組織は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、

その情報を市に提供するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

(助言、指導等に係る手続)

第7条 市長は、法第14条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じようとする場合において必要があると認めるときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他の公共の場所等において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下この条において「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、空家等の除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要最小限度の措置をとることができる。

2 市長は、前項の措置をとったときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1項の措置をとった場合において、当該措置に係る所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

4 第1項の措置を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 市長は、第1項の措置を講じたときは、所有者等に当該措置に要した費用の負担を求めものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

滑川市空家等対策の推進に関する規則（平成28年滑川市規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び滑川市空家等対策の推進に関する条例（平成27年滑川市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

（市民等及び自治組織による情報提供）

第3条 条例第6条の規定により情報提供をしようとする市民等又は自治組織は、情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法によるもののほか、口頭その他適当な方法により行うものとする。

（立入調査の通知）

第4条 市長は、法第9条第2項の規定による立入調査を実施するに当たっては、当該立入調査をしようとする空家等を管理する権限を有する者に対して、立入調査実施通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、当該通知を受けるべき者又はその住所及び居所が明らかでない場合には、当該通知に代えて公示送達をすることができる。

（立入調査等の身分証明書）

第5条 法第9条第4項に規定する身分を証明する書類は、立入調査身分証明書（様式第3号）とする。

（必要最小限度の措置）

第6条 条例第8条第1項に規定する必要最小限度の措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓、門扉その他の開口部の閉鎖
- (2) 樹木の枝打ち
- (3) 瓦、れんがその他の建物又は工作物の一部で落下等による危険が生ずるおそれのある部分の養生又は取り外し（簡易なものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらと同程度と認めるもの

（所有者等への通知）

第7条 条例第8条第2項の規定による所有者等への通知は、緊急安全措置通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（緊急安全措置の身分証明書）

第8条 条例第8条第4項に規定する身分を証明する書類は、緊急安全措置身分証明書（様式第5号）とする。

(指導)

第9条 法第14条第1項の規定による指導は、指導書(様式第6号)により通知するものとする。

(勧告)

第10条 法第14条第2項の規定による勧告は、前条の指導をした場合において、当該指導の履行期限を過ぎてもなお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときに、当該指導を受けた者に対し、勧告書(様式第7号)により通知して行うものとする。

(命令)

第11条 法第14条第3項の規定による命令は、前条の勧告をした場合において、当該勧告の措置の期限を過ぎてもなお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときに、当該勧告を受けた者に対し、命令書(様式第8号)により通知して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による命令を行った際には、対象となる特定空家等に、標識(様式第9号)を設置するものとする。

(意見書等を提出する機会の付与等)

第12条 法第14条第4項の規定による意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会の付与は、第10条第1項の勧告を受けた者に対し、命令に係る事前通知書(様式第10号)により通知して行うものとする。

2 前項に規定する通知書の交付を受けた者は、自己に有利な証拠を添付の上、市長に対し、意見書(様式第11号)を提出することができる。

3 第1項に規定する通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、公開による意見聴取請求書(様式第12号)を提出することにより、前項に規定する意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、当該請求書を提出した者に対し、公開による意見聴取通知書(様式第13号)により、法第14条第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに通知するとともに、これを公告する。

(行政代執行法による戒告等)

第13条 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第14号)により行うものとする。

2 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第15号)により行うものとする。

3 行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証(様式第16号)とする。

(法第14条第10項の公告の方法)

第14条 法第14条第10項の公告の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滑川市公告式条例（昭和29年滑川市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) その他市長が適当と認める方法
(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

